

要配慮個人情報について（補足資料）

1 要配慮個人情報の取扱いに関する規律

(1) 民間部門

- ・ 法令に基づく場合等を除き、本人の同意なしに取得できない。（法第 17 条）
- ・ オプトアウト方式による第三者提供はできない。（法第 23 条）
- ・ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務（法第 26 条）

(2) 公的部門

- ・ 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務（法第 68 条）
- ・ 個人情報ファイル簿へ要配慮個人情報が含まれる旨の記載（法第 75 条）

※ 条例要配慮個人情報の規定は、条例を定めた地方公共団体内部の個人情報にのみ適用される。（民間部門には適用されない）

2 個人情報保護法の逐条解説（第 6 版）から抜粋

(1) 要配慮個人情報の制定の背景

- ・ 本法制定時においても、要配慮個人情報についての規定を設けるべきか否かが議論になったが、何が要配慮個人情報に該当するのかについて合意を形成することが困難であること等を理由に、個人情報の性質・内容による区別をすることなく、最低限の規律を定め、個別の法令やガイドラインで特別の措置を講ずることとした。
- ・ 他方、大半の個人情報保護条例においては、思想、信条に関する個人情報、社会的差別の原因となる個人情報について、その収集を制限する規定が設けられている。…また、主務大臣が策定してきた個人情報保護ガイドラインにおいても、要配慮個人情報の保護に関する規定が置かれることが少なくなかった。
- ・ 本法に要配慮個人情報についての規定が設けられていないことは、わが国の個人情報保護が不十分とみなされる一因となり、EU 個人データ指令第 25 条の規定に基づく十分性認定が得られていない理由の一つと考えられている。EU の十分性認定を受けることにより、EU 加盟国との間での個人データの移転に係る障壁を除去するためにも、要配慮個人情報に係る規定を本法に設けることが必要と考えられた。

(2) 民間部門と公的部門における取扱いの違い

- ・ （行政機関個人情報保護法に）要配慮個人情報の取得の原則禁止規定が置かれなかったのは、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないから、そもそも、法令の定める所掌事務または業務を遂行するために不要な個人情報を取得することは認められていないからである。